リース事業者様用

畜産クラスター

令和４年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）版

リース事業者の皆様へ

この資料について

・本手順書は、令和４年度要望調査で配分予定額の通知を受けた機械装置の手続きを解説したものです。
・速やかな事業承認～補助金の支出をさせて頂くため、必ずご一読の上、書類の作成等をお願いいたします。
・事業の実施にあたっては、本手順書だけではなく、必ず事業実施要綱、要領等もご参照願います。
・補助金の支出処理については、事業実施要綱、要領等及び本手順書の記載を前提に行います。
・北海道内の取組主体等に係る補助金の請求先は「一般社団法人北海道酪農畜産協会」です。詳細は同協会の web ページをご参照ください→http://rakutiku.or.jp/cl/

〔令和４年８月 30 日版：**Ver.R4-1**〕
公益社団法人中央畜産会

改訂履歴・内容

※当該版での改訂カ所は、本文中で網掛けしたカ所です。

版	発行日	改訂内容
R4-1	R4.08.30	初版
	以上	

令和 3 年度要望分からの変更点について

農林水産省の事業実施要領の改正により、令和 3 年度要望調査分から事業区分が以下の通り一本化されました。

そのため、リース契約の締結から精算払い請求の手続においてご注意下さい。

【令和 2 年度要望分まで】

1　畜産経営強化支援事業

2　飼料生産受託組織等経営高度化支援事業

【令和 3 年度～】

畜産経営等強化支援事業

↑「等」が付いているのでご注意下さい。

ご注意いただきたいこと

『精算払請求書』『事業別県別明細書』を提出する際は、記載内容の確認を必ずおこなってください。誤記や記載漏れによる差し替えが多発しており、その対応処理のため、結果として他のリース事業者様の精算払処理の遅延の原因となっています。

リース契約書や精算払請求書の作成に必要な情報は、取組主体等が通知を受けた『事業参加承認通知書』に記載されていますので、必ず同通知書の記載事項を確認の上、関係書類を作成してください。

また、以下のような書類不備等により、当該書類の差替え、再確認に時間を要し、補助金の支払に時間を要してしまうケースが発生しています。

そのため、補助金請求の際には確認を十分に行った上で書類の提出を行ってください。あわせて、貸付先（取組主体等）にも注意喚起をお願いいたします。

・精算払請求書、事業別県別明細書の誤記
・事業区分が未記載・間違い。異なる事業区分の請求がまとめて請求される
・リース契約書のページ漏れ（約款等不足のため契約内容の確認ができない）
・リース契約書記載の機械装置と借受証の記載内容が異なる
・事業参加承認通知書を受けた者以外とリース契約を締結している
・検収写真が不鮮明なため確認ができない
・補助対象機械装置の導入価格や補助金額が事業参加承認の金額と異なる
・必要記載事項の記載漏れ・誤記等
・見積書と借受書（納品書）、リース契約書等の日付の整合性がとれていない
・リース契約内容の不備（詳細は P4「リース契約時の注意事項等」を参照してください）

本事業では補助金の審査等は全て書面で行っています。適正な事務手続きによる事業執行にご協力をお願いいたします。

・巻末に精算払請求に必要な様式は添付しておりますが、事業実施や手続きに関する規程と関連様式のデータは、中央畜産会のホームページ経由で入手頂けますので、担当される方はご一読願います。

http://jlia.lin.gr.jp/cl/

※事業実施要綱、要領、業務方法書等に定められている事項は、本手順書記載の内容に優先します。

・通常の連絡は電子メールで行います。そのため、ご担当者様の変更があった場合は、以下のメールアドレスまでお知らせください。
・また、本事業についてのお問い合わせも以下のメールアドレスまでお願い致します（電話でのお問い合わせで間違いが発生していますので、電子メールでのお問い合わせとさせていただきます）

cl-kikai@sec.lin.gr.jp

リース契約の締結～補助金の支払いまで

中央畜産会から「事業参加承認通知書」が届いた取組主体等（畜産農家等）は、リース契約の締結をして頂けます。

手順①：リース契約の締結〔リース事業者←→取組主体〕

・リース契約は「事業参加承認通知書」の日付以降で締結可能です

手順②：売買契約の締結〔リース事業者→機械販売会社等〕

・リース契約締結後、速やかに販売店との売買契約の締結、機械装置の発注をリース事業者から行ってください。（発注前に必ず事業参加承認を受けた機械装置の内容を見積書等で確認してください）

手順③：借受書の徴収〔リース事業者←取組主体等〕

・取組主体に機械が納入され動作確認が済みましたら、取組主体から速やかに「借受書」を徴収してください

参考：機器貼付ステッカー

当該機械装置の外部から見やすく剥がれにくい位置に貼り付けて頂きます。（事業参加承認通知の書面と共に取組主体等へ送付しています）

サイズ：45mm×200mm

【参考：過去のステッカー】

〔平成 28 年度第 1 回、第 2 回要望分、熊本地震関係分〕

〔平成 29 年度第 1 回、第 2 回要望分〕

〔平成 30 年度第 1 回、第 2 回要望分〕

〔平成 30 年度第 1 回、第 2 回要望分〕

〔令和 2 年度要望分〕

〔令和 3 年度要望分〕

手順④：精算払請求書の提出〔リース事業者→中央畜産会〕

・精算払請求書は、リース会社ごとにまとめて申請してください（各支店等から個別に請求しないようにお願いいたします）。

別記 2-1 様式第 3 号「精算払請求書」《→P5》

事業別県別の請求明細書

※各事業とも以下の指定様式を使用して下さい

※様式のデータは、http://jlia.lin.gr.jp/cl/からダウンロード頂けます

※令和 3 年度要望分から事業区分が変更になっています

【令和 2 年度要望分まで】

【令和●年度要望調査版】（機械導入事業）精算払請求書　事業別県別明細書（畜産経営強化支援事業）《→P6》

【令和●年度要望調査版】（機械導入事業）精算払請求書　事業別県別明細書（飼料生産受託組織等経営高度化支援事業）《→P7》

【令和 3 年度要望～】

【令和●年度要望調査版】（機械導入事業）精算払請求書　事業別県別明細書（畜産経営等強化支援事業）《→P8》

貸付対象機器に係るリース契約書（写し）

貸付対象機器に係る借受証（写し）

貸付対象機械装置の詳細がわかる資料※（機械装置ごとの銘柄、形式と台数）

※借受証に見積書と同等の情報（機械装置ごとの銘柄、形式と台数）が記載されていれば不要です

手順⑤：補助金の支払い〔中央畜産会→リース事業者〕

・クラスター協議会を経由して提出される『実績報告書』と、貴社から提出される「手順④」の精算払請求書の請求対象が揃ったものから、内容の確認・審査決裁処理が終了次第、補助金の支払いに係る通知文書を送付いたします。

・あわせて、同書面に記載の送金日に指定の口座へ送金いたします。

・請求されたもの（書類が到着したもの）について、関係書類の内容が適切であると確認できた場合は補助金をお支払いいたしますが、書類の不備等で補助金の支払まで時間を要することもありますのでご了承下さい。

円滑な補助金の支払いのために

・貴社からの精算払請求書の他、各取組主体等から提出される実績報告書との確認作業が終わった段階で補助金の支払い手続きを行います
・そのため、精算払請求書を提出頂く際には、貴社からも当該取組主体等に実績報告書の提出について確認頂くようにお願い申し上げます
・なお、本会からは事業参加承認通知書を送付する際に、専用の書面にて実績報告書の早期提出についての周知を図っております

リース契約時の注意事項等

・機械装置を発注される際は、事業参加承認通知書と見積書を確認し、リース契約を締結してから発注してください。事業参加承認通知日以前にリース契約を締結したり機械装置を発注した場合、事業参加承認を得た者以外とリース契約を締結した場合は補助金の対象になりませんので、ご注意ください
・見積書と異なる機械装置が納品された場合、速やかに販売店に交換を依頼して下さい
・リース契約書に貸付対象機械装置の取得価格と補助金額を明記してください
・リース期間満了時の所有権移転の有無はリース契約書で明確に取り決めてください

〔所有権を移転する場合〕
→リース契約満了時に所有権が移転する旨を明確な文言で記載して下さい
→所有権移転時の譲渡額に係る取り決めも明記して下さい

〔所有権を移転しない場合〕
→リース契約満了時に所有権が移転しない旨を明確に記載して下さい
→所有権が移転しない契約の場合、再リースを前提とした契約が必要です。そのため、再リースする旨と再リース料も明記してください

・貸付期間は当該機械装置の『法定耐用年数』をもとに設定することとなっています。同一の機械装置で法定耐用年数の設定が異なるリース契約をされた場合は、その理由等の確認をさせていただきます
・販売会社から必ず納品書を徴収し、取組主体等へお渡しください。なお、納品書の宛先は、御社名でも取組主体等名でもかまいません
・事業実施要領で「取組主体等は、機械装置を導入した場合は、原則として1ヶ月以内に事業実施主体が定める報告書を作成」と定められています。実績報告書の作成に支障が出ないようにご協力をお願いいたします。

〔参考①〕 別記 2-1 様式第 3 号「精算払請求書」

別記 2-1 様式第３号（業務方法書第９条関係）（リース事業者→中央畜産会）

令和●年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業リース方式）
精算払請求書

※年数の入れ忘れにご注意下さい

※令和 2 年度分は【第○回要望調査分】の標記は不要です

番　　号
年　月　日

公益社
会

住　　所
リース事業者名
代　表　者　名　　印

※文書番号を使用されていない場合は「番号」の表記は削除してください

令和●年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策
産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業
別添１の規定に基づき、下記のとおり補助金〇〇〇

記

１　請求対象借受者数及び補助金額

事業名	借受者数（件）	補助金額（円）
畜産経営強化支援事業		
飼料生産受託組織等経営高度化支援事業		
畜産経営等強化支援事業		
計		

※合計欄の記入漏れが多いので、注意してください

２　添付書類
（１）事業別県別の請求明細書
（２）貸付対象機械装置に係るリース契約書（写し）
（３）貸付対象機械装置に係る借受証（写し）
（４）貸付対象機械装置の詳細が分る資料（機械装置ごとの銘柄、型式と台数）

３　支払先
金融機関名
支店名
口座種別・口座番号
口座名義

※口座名義にはフリガナを振って下さい

【参考②】

令和●年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）精算払請求書事業別県別明細書（畜産経営強化支援事業）

※黄色のセルが入力対象の項目です（請求時は白黒印刷でかまいません）

令和●年度 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）精算払請求書　事業別県別明細書

（畜産経営強化支援事業）

リース会社名：　　請求日：

No	県名	畜産クラスター協議会名	借受者名（転貸の場合は取組主体名をカッコ書きで記入）	機械装置名	型式	メーカー	機械装置価格、補助金額（円） 機械価格（A）	消費税（B）	計（A+B）	補助率	補助金額（A×1/2）	貸付期間（月）	法定耐用年数	販売業者	リース形態 所有権の移転 1．有 2．無	納入年月日
										1/2						
										1/2						
										1/2						
										1/2						
										1/2						
※協議会ごとに小計を記載して下さい						小計										
										1/2						
										1/2						
										1/2						
										1/2						
										1/2						
※協議会ごとに小計を記載して下さい						小計										
						請求額合計										

注1：事業毎、県毎に明細書を作成し、対象機械装置毎に記載すること
注2：補助金額は1円未満端数切捨て

金額の記載ミス、計算ミスによる差し替えが多発していますのでご注意下さい。

〔参考③〕

令和●年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）精算払請求書　事業別県別明細書（飼料生産受託組織等経営高度化支援事業）

※黄色のセルが入力対象の項目です（請求時は白黒印刷でかまいません）

令和●年度 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）精算払請求書　事業別県別明細書

（飼料生産受託組織等経営高度化支援事業）

リース会社名：　　請求日：

No	県名	畜産クラスター協議会名	借受者名（転貸の場合は製造主体名をカッコ書きで記入）	機械装置名	型式	メーカー	機械装置価格、補助金額（円） 機械価格（A）	消費税（B）	計（A+B）	補助率	補助金額（A×1/2）	賃付期間（月）	法定耐用年数	販売業者	リース形態 所有権の移転 1：有 2：無	納入年月日
										1/2						
										1/2						
										1/2						
										1/2						
										1/2						
		※協議会ごとに小計を記載して下さい				→ 小計										
										1/2						
										1/2						
										1/2						
										1/2						
										1/2						
		※協議会ごとに小計を記載して下さい				→ 小計										
						請求額合計										

注1：事業毎、県毎に明細書を作成し、対象機械装置毎に記載すること
注2：補助金額は1円未満端数切捨て

金額の記載ミス、計算ミスによる差し替えが多発していますのでご注意下さい。

【参考②】

令和●年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）精算払請求書事業別県別明細書（畜産経営等強化支援事業）

※黄色のセルが入力対象の項目です（請求時は白黒印刷でかまいません）

令和３年度 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）精算払請求書　事業別県別明細書

（畜産経営等強化支援事業）

リース会社名：　　請求日：

No	県名	畜産クラスター協議会名	借受者名（転貸の場合は取組主体名をカッコ書きで記入）	機械装置名	型式	メーカー	機械装置価格、補助金額（円） 機械価格（A）	消費税（B）	計（A+B）	補助率	補助金額（A×1/2）	貸付期間（月）	法定耐用年数	販売業者	リース形態 所有権の移転 1．有 2．無	納入年月日
										1/2						
										1/2						
										1/2						
										1/2						
										1/2						
※協議会ごとに小計を記載して下さい						小計										
										1/2						
										1/2						
										1/2						
										1/2						
										1/2						
※協議会ごとに小計を記載して下さい						小計										
						請求額合計										

注1：事業毎、県毎に明細書を作成し、対象機械装置毎に記載すること
注2：補助金額は1円未満端数切捨て

金額の記載ミス、計算ミスによる差し替えが多発していますのでご注意下さい。